

広島県選挙管理委員会告示第二十八号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の不在者投票のできる施設として別表のものを指定した。

平成三十年六月二十八日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

別表

施設の種類	施設の名称	所在地	指定年月日
病院	医療法人正雄会 呉みどりヶ丘病院	呉市阿賀北一丁目15-45	平成30年6月19日